

(質問要旨)

5 県政の諸課題について

(1) NPO法人に対する今後の支援のあり方について

平成13年、市民や企業からのNPO法人への寄附を促す税制上の仕組みとして、国税庁長官が認定を行う認定NPO法人制度が創設されたが、認定の要件が厳しいことなどから、限られたNPO法人しか、税制上の優遇を受けられないことが大きな課題となっていた。

こうした中、昨年発表された税制大綱では、寄附対象団体の拡大を図り、市民からの寄附を促進することを目的として、個人住民税の控除対象寄附金の拡大、認定NPO法人制度の認定事務の地方への移管などが盛り込まれている。

公共の担い手のひとつであるNPO法人に対する市民からの支援の輪が広がり、地域課題の解決に向けた活動が拡充、発展していくことは、これからの社会に非常に重要である。

そこで、こうした動きがある中で、県は、社会における活躍が一層期待されるNPO法人に対する支援のあり方について、どのように考えているのか、また、NPO法人への寄附に係る税制度等の環境整備について、今後、どのように取り組んでいくのか、併せて伺いたい。

(知事答弁)

県政の諸課題について何点かお尋ねがありました。

まず、NPO法人に対する今後の支援のあり方についてでございます。

地域課題解決の新たな担い手として期待されるNPO等の活動を支援するため、県では、かながわ県民活動サポートセンターにおける活動の場の提供、そして、かながわボランティア活動推進基金21による資金面からの支援、さらに、かながわコミュニティカレッジにおける人材の育成など、様々な支援に取り組んでまいりました。

こうした取組みに加え、今後は、NPOが自立的に発展していけるよう、団体の運営基盤の強化や、社会全体でNPOの活動を支えていく寄附の促進などにも力を注いでまいります。

この寄附の促進に向けては、昨年4月に施行された「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」に「税制度等の環境整備」を規定していましたが、現行の国の税制度の枠組みでは、地方で取りうる手法が限られているため、まずは、国に税制度の改革を働きかけていくことといたしました。

昨年4月に、NPO法人に対する寄附税制の抜本的な改革について、私自ら、国に向いて提言を行いました。12月には、「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定され、本県が求めてきた「条例による個人住民税の寄附金控除団体の拡大」等も盛り込まれたところであります。

これによりまして、NPO支援に関する国の制度の大枠が固まってきたことから、昨年12月、「NPO法人に対する寄附促進の仕組みづくりに関する検討委員会」を設置し、制度化に向けた検討を始めたところでございます。

今後、NPOの活動を広く県民の皆さんに支えていただけるように、県内のNPOや市町村、県民の皆さんとの議論を深めながら、寄附を促進する県独自の仕組みの構築に取り組んでまいります。

(土井議員要望)

それぞれに要望を述べさせていただきます。

まず、NPO法人に対する今後の支援の在り方についてですが、これについて昨年末に、もう皆さんご案内だと思いますけれども、群馬県前橋市の「中央児童相談所」ですか、ここにランドセルが贈られたことが報道された、それをきっかけにですね、金品の寄附、全国に広がって、「タイガーマスク現象」こういうふうに言われています。

これまで、欧米諸国に比べてわが国は、寄附の文化がやはり希薄であるというふうに言われてきました。しかしながらですね、この「タイガーマスク現象」に象徴される善意の輪の広がり、それから寄附・社会貢献に対する、今、機運が高まっておりますので、これは一過性のものとしないうちにもですね、この機を捉えて、県民の善意の受け皿、それから、仕組みを整備していくことが大切であると思っています。

これまでも、わが会派としては、寄附文化の醸成やNPO法人に対する寄附の優遇措置等の仕組みづくりをはじめとして、社会貢献活動の促進を図る取組み、これの充実について、質疑や提言を行ってまいりました。

現在の寄附や、社会貢献に対する機運の高まりを受け止めですね、横浜市などでは、社会福祉のためにと贈られた寄附を積み立てる目的で、新たに「横浜市社会福祉基金」これを設ける方針だそうであります。林市長もですね、この機運を逃さず、市のホームページや広報で基金を周知したい、というふうなお話もされております。国の動向を待つだけではなくてですね、県としても今動いているわけでありましてけれども、より積極的にですね、今後この機運の高まりを、機を逃さずに取り組んでいただきたい、ということ強く要望させていただきます。

質 問	5 県政の諸課題について (2) かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱について 昨年12月に、障害者自立支援法等の改正が行われたが、これは、あくまでも抜本見直しまでの「つなぎ」であり、制度は、また変わる可能性がある。 今後、障害者を支える福祉サービスの仕組みはどうか、先が見えない中で、障害者も、その家族も、また障害者を地域で支えている施設、事業所などの関係者も、今後の変化に不安を抱いている。 障害者自立支援法の改正など、状況の変化もある中で、在宅重度障害者等手当を見直し、障害者の地域生活支援を推進することとした「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」の取組が2年目を迎える。 そこで、平成23年度は、プログラム大綱の中でも、どのような施策に重点的に取り組もうとしているのか、また、併せて本県の障害福祉施策全体の推進に、今後どのように取り組んでいこうと考えているのか伺いたい。
知 事 答 弁	【答】 次に、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」について、であります。 プログラム大綱の取組みの初年度である平成22年度は、障害者の地域生活の基盤であるグループホームやケアホームの設置促進、家族のレスパイトのための短期入所の利用促進などに取り組んできたところであります。 平成23年度は、これらの取組みに加え、より重度の障害者への対応や、障害者理解促進という視点から、重点的に取組みを進めてまいります。 そこで、新規事業として、重度障害者の方々の日中生活の場である通所施設の整備や、車いすに対応した居室、リフトによる入浴設備などを備えたケアホームの整備を支援してまいります。 また、「心のバリアフリー」を推進するため、障害者が利用する機会の多いバス・タクシー会社やスーパーなどの民間企業が行う研修に、障害当事者を講師として派遣したり、研修内容の相談に応じる、などの支援に取り組めます。 次に、障害福祉施策全体を推進するため、本県では、平成18年度に「かながわの障害福祉ブランドデザイン」と、その実施計画である障害福祉計画を策定し、「すまい」「いきがい」「ささえあい」という3つの視点から、障害者への支援を行っております。 具体的には、施設・住居を問わず、多様な住まいの場が選択できるサービスの充実、一人ひとりの可能性を伸ばすための就労支援や社会参加の促進、「親なき後」も安心して暮らせるしくみづくりに取り組んでおります。 今後も、こうした障害福祉計画に位置づけた事業を着実に実施し、市町村や障害者団体の意見を聴きながら、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、障害福祉施策を推進してまいります。 【要望】 福祉の環境、これまで「障害者自立支援法の改正」などをはじめとして、様々な制度変更、これに翻弄され続けてきたわけでありますね。現在においても、政権が低迷して、混乱や停滞ぶりを見るにつけて、多くの関係者とか当事者のみなさんは、先行きに対する、非常に不安を抱いております。こうした声は、私共の耳にも、数多く寄せられているのが

知 事 答 弁	現実であります。 本県においても「障害者自立支援法の改正」などの状況変化を踏まえてですね、「在宅重度障害者等手当」の見直し、それから、障害者の地域生活を支えることに重点を置かれた「推進プログラム大綱」を策定しました。それで取り組んでいることは承知しているんですけども、当時もこの見直しにあたってはですね、私もちょうど厚生常任委員会に当時所属しておりましたけれども、議会において激しい議論を行っていただきました。「決して福祉の後退があってはならない」という旨の厳しい指摘をさせていただいて、これまでの推移を見守ってまいりました。 この、神奈川力構想の実績においてもですね、障害者の地域生活、これを支えるしくみづくり、これについてはまだ、十分な成果を上げている状況にはないというふうに認識しております。地域における実態把握に、これからもですね、より努めていただいて、一層のこれからの充実、これを図られるよう、要望しておきます。
------------------	--

(質問要旨)

5 県政の諸課題について

(3) 県営水道の経営について

川崎市では、水道施設の規模を、将来の水需要への対応や、緊急時の安定供給という視点で検討し、給水能力を1日100万 m^3 から約76万 m^3 に見直し、潮見台浄水場や生田浄水場を順次廃止するなど適正な規模に減少することになっている。

これらの浄水場の廃止などに伴う効果は、約28億円とも聞いているが、水道施設のあり方を、長期的な視点から見直していく必要性を改めて認識した。

今後、人口がピークを迎えて減少に転じることも視野に入れると、昨年8月に、企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市の水道事業者と広域水道企業団と一緒に検討した結果も踏まえ、県営水道としての水道施設のあり方を再点検していくことも必要である。

そこで、今後、水需要が減少すると想定される経営環境の中で、水道施設のあり方も含め、県営水道の経営にどのような視点をもって臨んでいくのか伺いたい。

(企業庁長答弁)

企業庁関係についてお答えいたします。

県営水道の経営についてお尋ねがありました。

県営水道においては、近年使用者数は微増しているものの、使用水量については減少傾向にあり、今後も、節水機器の普及や、地下水の利用などから、使用水量の増加を見込むことは難しく、厳しい経営環境が続くものと認識しております。

このことから、水道料金収入の約3割を占める業務用使用水量の増加を図るため、来年度から新たに地下水利用からの転換や企業立地を促す、水道料金等の減免制度を導入することとしております。

さらに、今後、想定される水需要の減少などに対する水道施設のあり方については、県企業庁、横浜市、川崎市など、県内5事業者の共通の課題であるため、共同して検討を行ってまいりました。

この結果、5事業者全体で現在15箇所ある浄水場を将来的には8ないし9箇所に再編するなど互いに連携し、施設の共通化、広域化を図ることとしております。

この考えに基づきまして、県営水道におきましても、施設の更新時期を捉えて、浄水場や配水池の統廃合など施設のダウンサイジングに向けて検討を具体的に進めることにより、将来の施設整備費、維持管理費の削減を図ってまいります。

また、現在、各事業体が独自に行っている水質管理面についても、今後は、5事業者の協力・連携により、共同の水質管理センターの早期設置に向けて取り組んでまいります。

こうした効率的な事業運営に努めることにより、収支の均衡を図り、災害に強い水道づくりや、より安全でおいしい水の安定的な供給など、水道事業者としての本来の使命を果たしてまいります。

以上でございます。